

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(5)

目次

規則

○富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

1

規則

富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第17号

富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

富山県立総合衛生学院学則（昭和49年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「4年」を「3年」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第2条第1項の表の規定は、平成30年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日において在学する学生については、なお従前の例による。

（医務課）

